

障害児（者）福祉の課題：障害者自立支援法との 関わりで

著者	本間 真宏, 堀尾 恵太郎
雑誌名	東京家政大学研究紀要 1 人文社会科学
巻	47
ページ	89-95
発行年	2007
出版者	東京家政大学
URL	http://id.nii.ac.jp/1653/00009221/

障害児(者)福祉の課題

— 障害者自立支援法との関わりで

本間 真宏*, 堀尾 恵太郎**

(平成 18 年 10 月 5 日受理)

A study on the problem of the handicapped child welfare — In a relation with handicapped person independence support law

HONMA, Masahiro and HORIO, Keitaro

(Received on October 5, 2006)

キーワード：障害者自立支援法、障害児福祉 支援と自立

Key words : handicapped person independence support law, handicapped child welfare, Support and independence

はじめに

第2次世界大戦後の世界は自由主義VS社会主義という異なる体制を取る国際的対立の中で厳しい冷戦下におかれることになった。

資本主義体制を取る国々、そして社会主義体制をとる国のそれぞれは「福祉社会」の実現というテーマのもとに、多様な政策を展開するようになった。初期のそれは「福祉国家」のあり方を問うことであった。それは「大砲かバターか」という古典的政策の中での所得再分配施策であった。こうして、それぞれの政府は貧困をなくす対策とともに、防貧施策としての社会保障の充実ということをスローガンとして取り上げられることとなったのである。¹⁾

私たちはこれまで共同で²⁾、また堀尾は単独で³⁾障害児(者)福祉の状況について考えてきた。

さて、障害児福祉の分野に支援費制度が導入されて2年が経過した。それまでの障害児福祉は措置制度⁴⁾を中心としたものであり、行政機関による保護的要素が強いものであった。しかし一部ではあるが、障害児福祉は契約制度に移行したことによって利用者の権利意識の向上に影響を与えたといえる。障害児を育てている保護者は、我が子を一生面倒みていくといったような意識を持

ち、身辺介助・通学介助等を行ってきた。しかし、少しずつ障害児に対する福祉サービスが充実してくるようになり、利用する機会が増えてきたことによって障害児・保護者の生活の質が上がってきているといえよう。

しかしすべてが順調に進んできたわけではなく、さまざまな問題点を抱えて現在に至っている。ホームヘルプサービス量の増大による財政負担の増大、虐待児の増大、社会資源不足など障害児福祉には問題点が多い。今回は、これまでの支援費制度の状況を振り返りながら、現在において抱えている問題・これからの課題のいくつかについて考えていきたい。

1. これまでの障害児福祉—戦前の慈善事業から児童福祉法の成立・支援費制度への流れ

1) 戦前の障害児に対する支援

政府による障害児に対する支援は、明治維新以降からである。江戸時代からの身分制度を中心とした職能教育から、教育制度の中で障害児の位置づけがなされるようになった。1872(明治5)年成立の学制によって「国民皆学」が叫ばれるようになり、「廃人学校」と言う名の障害児教育の設置が明記された。ただし、具体的な対象者や教育方法が明記されておらず、まず就学率の上昇を目的としていたため、障害児教育に対する取り組みは進まなかった。

義務教育の就学率が向上してくると、障害児に対する教育が問題視されてくるようになる。これまで、職能教

* 社会福祉研究室(板橋)

** 川崎市しいのき学園

育の基盤が整っていた視覚障害児に対しての教育は、1875(明治8)年京都に視覚障害・聴覚障害児に対する学校が設置されるなど、教育的発展が行われる一方、知的障害・肢体不自由・精神障害・病弱児に対する教育制度は就学猶予・免除の対象とされ、はじめから教育の対象とはならなかった。しかしながら、普通教育学級の中における軽度・中度の障害を持つ児童に対する教育の必要性が高まり、各地で「落第生学級」といわれる現在の特別支援学級が作られるようになっていった。しかし、視覚障害・聴覚障害児に対する教育内容と異なり、知的障害児に対する教育は感化教育に近い社会的防衛の要素が強い施策がとられていった。⁵⁾

第一次世界大戦を経て、満州事変を引き金に日本社会が戦時体制へと変化していく中、障害児教育も影響を受けるようになる。1941(昭和16)年に国民総動員を目的とした教育体制の確立として国民学校令が施行された。盲学校・聾唖学校を国民学校と同等とし、初めて養護学校・養護学級の設置が明記されるようになった。しかしながら、養護学校・養護学級の対象者は身体虚弱・病弱児としており、依然として知的障害児などに対しては就学猶予・免除が適用された。

障害児に対する福祉施策は、支援を対象としたものではなく救済の対象であった。1874(明治7)年に恤救規則が成立し、「無告ノ窮民」として身寄りの無く生産能力のない者が保護の対象となり、「痲疾老幼」いわゆる障害者・高齢者・児童が治安対策の為に保護されるようになった。現在のような福祉制度ではなく、血縁による相互扶助や家族制度の確立を目的とした制度であったため、その対象者は狭く限定されていた。

上記のような限定的な福祉施策の中で、有志家たちによる障害児施設が作られていくようになる。1881(明治14)年石井亮一によって設立された滝乃川学園は、日本で最初の知的障害児施設である。当初孤児施設(孤女学院)を運営していた時に、知的障害児がいたことから知的障害児福祉に取り組むこととなる。このときに、障害児福祉が孤児養育福祉から分離し、独自に施設が設置されるようになるが、その後の他施設設置はあまり進んでいない。1899(明治32)年に京都に白川学園、1916(大正5)年に大阪に桃花塾、1918(大正7)年に埼玉に久美愛園といったように、関東と関西を中心に知的障害児施設が設置されたが、すべて私立であったことや国家が具体的な障害児施策を実行しなかったため、障害児施設設

置数はあまり増えなかった。

昭和に入り、経済状況が悪化し農村部の貧窮が社会問題化したことによって恤救規則の改正論が上がるようになり、1929(昭和4)年救護法が成立した。この法案では、障害者の保護は明記がされ、現在の生活保護に近い施策が取られるようになったが、被保護権者に扶養義務者がいる場合は保護の対象とならなかった。しかしながら、恤救規則の20倍以上の障害児(者)が救済されるようになる。

戦前の障害児に対する支援は、視覚障害・聴覚障害など江戸時代に身分制度が確立していたことが関係して教育制度・内容が比較的早く確立していったが、知的障害・肢体不自由・精神障害児に対しては、社会における偏見や工業化などによって産業構造からはじき出されるなど、防貧施策の中で支援を受けざるを得ない状況であったといえる。

2) 戦後各種障害児施策の確立

第二次世界大戦の終結を受けて、日本はアメリカによる占領下に置かれるようになった。それまで、築き上げられていた福祉制度・施設は、戦災などの影響を受け機能していない状況であったが、各種法律の成立によって新たな発展が行われるようになる。

1947(昭和22)年に施行された日本国憲法では、第26条で教育を受ける権利が保障され、学校教育法によって盲学校・聾学校、養護学校の設置が明記され、各普通学校には特殊学級を設置することとなった。1948(昭和23)年に視覚障害・聴覚言語障害児に対しての義務教育が実施されたが、養護学校対象者に対しては義務教育とならず、依然として就学猶予・免除の措置が残っていた。これは、養護学校対象者に対する教育内容・設備が不足していたことが影響しているといわれている。しかしながら、重度心身障害児に対しては就学免除の措置が取られるなど、障害児に対する教育権の侵害が行われていた。

その結果、障害児の親の会などを中心とした養護学校義務化の運動が出てくるようになり、行政闘争へと発展してくるようになる。また、青い芝の会(脳性麻痺の団体)は養護学校義務化が障害児の普通学校からの排除を促すのではないかという反対論が出てくるなど、議論が活発化し社会問題化してくるようになる。その後、1979(昭和54)年に養護学校(小学部・中等部)の義務化がなされ、就学保証がなされるようになった。

障害児に対する福祉的施策は、教育制度と同様に日本国憲法を中心として発展していった。日本国憲法によって、25条の生存権、14条の法の下での平等が認められ、これまでの貧困の障害者のみを対象としてきた福祉施策から、貧富の差なく平等に支援を受ける施策へと発展していくようになる。

障害児施策の柱となっているのが1947(昭和22)年施行の児童福祉法である。児童福祉法では、行政による保護の対象者が明記されており、各施設の目的と役割が明確に記載されている。その後1949(昭和24)年の身体障害者福祉法、1951(昭和26)年社会福祉事業法の成立など社会福祉の基礎が築かれ、障害児福祉施策に「療育」という考えが浸透していった。保健所による療育指導や育成医療給付制度の導入、重度心身障害児に対する支援方法・施設の設置、特別児童扶養手当の創設など、障害児の権利運動などの影響を受けながら障害児福祉施策は発展していった。

1981(昭和56)年が国際障害者年に設定されると、障害者の社会参加や雇用が問題化し、その後の「障害者プランナーノーマライゼーション7カ年戦略」(1995(平成7))へとつながっていくのである。

2. 支援費制度が障害児(者)福祉に与えた影響

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、いわゆる社会福祉の基礎構造改革が行われた。この社会福祉の基礎構造改革では措置制度の見直しや相談業務の創設など、利用者本位の制度の確立が行われた。その結果、措置制度の代わりに支援費制度が創設され、身体障害者福祉・知的障害者福祉と障害児福祉の一部(児童デイサービス・短期入所事業・居宅介護事業のみ)に導入された。この支援費制度の特徴としては、これまで障害児(者)を保護の対象としていたのを施設と対等な関係とし、利用者本位のサービスの提供・利用者本人のサービスの選択といった利用者の権利に配慮した制度へと変更がなされた。つまり、これまでの福祉制度で用いられていた「措置」制度から「契約」制度へ移行したことになる。

障害児福祉では、これまで冠婚葬祭等を理由とした措置で行なわれていた短期入所事業が、保護者のレスパイト(育児疲労等)を理由とした利用が可能となり、保護者がこれまで抱いていた福祉感、いわゆる行政・施設にお世話になるといった考え方から、保護者のライフスタ

イルに応じた福祉サービスの利用が可能となった。利用料は応能負担とされ、そのほかの費用を国・市などで負担していた。ただし、障害児福祉における支援費制度の影響は非常に少なく限られた利用者層を対象としている問題点があった。

まず、対象サービスが児童デイサービス・短期入所事業・居宅介護事業に限られており、障害児福祉の主な対象事業である障害児通園施設や障害児施設などの利用に関しては、依然として児童相談所による措置制度が残っていたこと、支援費制度導入に際して一番の特徴というべきケアマネジメントの導入が不十分であったこと、障害児を対象とする事業者が少なく、またその事業規模も少なかったため保護者に対する情報の不足などが影響し、限られた利用者層での運用となっていた。しかし、措置児童の退所後の利用や措置になる前の一時利用など、少しずつながらも障害児福祉における支援費制度は浸透していったと言える。

障害者福祉全体を見てみると、障害者福祉が措置制度から契約制度へ以降したことにより、これまで施設中心の生活から居宅介護サービスを活用した生活へと移行していくようになり、支援費制度の趣旨に沿った形で進んでいった。厚生労働省が発表したホームヘルプサービス支給決定者数の推移は、2003(平成15)年4月から2004(平成16)年4月の間で約4万人増加し、2004(平成16)年10月で約6万人増加している。障害種別で見ると、圧倒的に身体障害者の利用者が多く、その次に知的障害者・障害児となっている。つまり、支援費制度では比較的地域に移行しやすい身体障害者のホームヘルプサービスの利用が急増し、その後知的障害者・障害児へとホームヘルプの需要が増えていったことがわかる。障害児福祉は、その基盤の弱さから普及のスピードが遅かったが、徐々に利用者数が増加していったと推測できる。

似た制度である介護保険と異なり、国と地方公共団体がそのほとんどの費用を負担し、利用者には応能負担とした支援費制度は、次第に財政を圧迫していくようになり当初の予測よりも早い段階での見直しが必要となった。2003(平成15)年の施行初年度から2005(平成17)年度の財政負担を比較してみると約2倍の増加となり、また平成16年度の予算では当初予算608億円の所、274億円不足するなど厚生労働省の財政を圧迫していつている。その原因として、大阪・京都などといった大都市圏の利用率が高く、地方では利用率が低いなど地域格差が大き

いことや利用者の多いホームヘルプ事業に人件費が多くなることにより支出を多くしているといえる。

そのため、早急の対応に迫られた厚生労働省は、2004（平成16）年10月障害者福祉施策の見直しを行なう「今後の障害保健福祉施策について（改革のためのグランドデザイン案）」を打ち出し、抜本的改革の検討が行なわれた。その中で、三障害（知的・身体・精神障害）を統合し、福祉サービス内容によって分類を行なう、サービス利用者に対して応益負担の導入、統一の障害程度判定基準の設定と提供サービス内容の精査、国・県・市町村の役割と負担について明記された。⁶⁾

2005（平成17）年2月の通常国会から障害者自立支援法は国会審議が行われた。法案に対し各障害者関係団体の間で意見が分かれ、一部の団体では本部と支部の間で対立構造ができてしまった。しかし、2005（平成17）年8月の小泉内閣による郵政解散の影響を受け一度は廃案になった。このことにより、2006（平成18）年度のホームヘルプ事業費の不足が懸念されたが、解散総選挙で与党（自民党・公明党）が圧勝したことにより審議時間が早く進行され、野党が提出した付帯決議を考慮した上で2005（平成17）年10月30日に採択され、2006（平成18）年4月1日に施行された。障害児福祉においては、支援費制度のもとで運用されていた短期入所事業と居宅介護事業、児童デイサービスに関しては暫定施行され、2006（平成18）年10月より障害児福祉サービスのすべてが障害者自立支援法のもとで運用されるようになる。

3. 障害者自立支援法における障害児福祉の改正点と問題点—事例を挙げて

今回の障害者自立支援法の特徴としては、各障害者福祉を一元化したところにある。これまで、身体障害・知的障害・精神障害とそれぞれに障害者福祉法が作られており、各福祉法によって制度・施設などが決まっていた。そのため、制度・施設の充実度が各障害によって異なっており、また各障害福祉制度間の制度活用はあまり行われてこなかった。そのため、複数の障害を持っている障害者は、いずれかの福祉法を中心に制度を活用し（例えば、知的障害と精神障害を持っている利用者は、知的福祉のサポートを受けながら精神障害の医療制度を活用するなど）生活を行ってきた。しかし、障害者自立支援法では3つの障害（障害児福祉も含む）をひとつの制度として運用をし、各福祉制度間の制度格差や制度間

の障壁をなくし、利用者本位で支援を行なうこととしている。そのため33種類あった施設体系をサービス内容に分類を仕直し、6種類の事業に再編することとなった。また一定の判定基準（障害程度区分）を作り、障害者本人の障害状況に合わせた支援を行ない適切な援助を確立し、支援サービスが適切であるか審議会を設置する。これまで障害者の就労者の数が低かったことを踏まえ、企業に対する雇用率の向上や町中の空き店舗などを活用して、デイサービスや小規模作業所の設置など、規制緩和を行っていくことを明記している。⁶⁾

以上が、厚生労働省が発表している障害者自立支援法のメリットだが、実際は障害児（者）福祉に与える影響は計り知れないものであり、それは利用者及び事業者の双方にとって大きな問題である。まず、利用者負担の点である。これまで所得収入に基づく費用負担であったが、障害者自立支援法では月額上限負担額が設定され、設定金額まで所得水準と関係なく徴収する制度へと変更となった。例えば、支援費制度での短期入所事業利用料が1日あたり0円（非課税世帯）であった者が、1日あたり600～800円程度（重度～最重度）へと負担が増加した。非課税世帯の月額上限負担額は、非課税世帯で年間収入80万円以下の場合15,000円（非課税世帯1）、それ以外の非課税世帯の場合24,600円（非課税世帯2）となっている。この設定額は障害者年金をベースに考えられており、非課税世帯1の場合、月額収入66,000円程度の世帯である。つまり、収入のうち利用料15,000円を負担しなければならない状況になってしまったといえる。この負担額とは別に食費・日用品費など必要経費がかかってしまう状況である。また、措置児童から契約児童へと移行した場合、措置児に対して出ている各種訓練費用等はすべて廃止され、一部は保護者に対して定率負担となる。

障害児福祉は、これまでそのほとんどが措置制度の中で行われてきた。措置制度は児童相談所が行なう行政処分の一つであり、保護者・親権者の同意を得られなくても行なうことができた。障害者自立支援法では、障害児施設・障害児通園施設が契約制度に移行ようになる。しかし、虐待等を理由とした養育能力のない障害児に対しての措置権は依然として児童相談所に残ることとなった。

その要件は、

1. 保護者が不在であることが認められ、利用契約の締

結が困難であること。

2. 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者もしくはこれに準ずる状態にある場合
3. 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約締結が困難と認められた場合の3つである。⁷⁾つまり、経済的理由による養育困難や保護者就労による養育困難を理由とした措置権の利用はできないことになっている。この状況判断は児童相談所が単独で決められるものとなっている。また、施設と利用児童の間で契約の締結が難しい状況になった場合、児童相談所が利用調整を行なって調整がつき次第利用契約を締結するとしている。

これまでの児童福祉法における障害児施設は措置児童を対象としていたが、2006(平成18)年10月より障害児施設の中に「措置児童」と「契約児童」が存在することとなり、予算や取り扱いが異なる児童が混在する結果となる。

ここで、具体的に事例を見ながら障害児施設利用によってどのような影響が考えられるのかをみてみたい。この事例はいうまでもないことだが、筆者(堀尾)が創作したものであることを言うておこう。

(事例)

兄妹が知的障害児施設を利用している場合
(家族構成)

父(43歳)・兄(9歳)・妹(7歳)の3人家族。父は運送会社につとめており不規則勤務で養育が困難である。母は4年前に家を飛び出し連絡がとれない状況である。直後に父が養育困難を児童相談所に訴えてきたことにより児童相談所による支援が始まった。児童相談所は一時保護所で兄妹の保護を行ない保育士・児童指導員による援助・判定を行った。心理判定を行った結果、兄はIQ35で重度、妹はIQ65の軽度であった。そのため、兄を知的障害児施設、妹を児童養護施設の入所措置となった。しかし、妹が6歳になったときに知的の遅れによる児童養護施設での生活についていけない様子が出てきて、施設側も援助困難を訴えてきたため、兄と一緒に知的障害児施設への措置変更が行われた。兄は、夜尿があり就寝時オムツをしており、妹はてんかんを持っており精神科から処方してもらっている。

(自立支援法による影響)

この兄妹の家庭は、年収400万円の収入を得ている。そのためこの父親は、月10,000円程度の負担金で兄弟二人を施設に預けていた。これまでは、措置費の中でこの兄妹の施設における施設利用料・教育費・日用品費・食費・水光熱費などが出されていたが、法施行によって個別に負担をしなければならない状況になってしまった。

入所している知的障害児施設は、定員50名で運営されている。そのため利用者負担額は、一日544円/人(丙地換算)かかり、食事は一日1,600円かかる。そのほか水光熱費が一日数百円/人かかる。また、施設には常勤の栄養士が配置されているので、一日あたり23円/人かかる。そのほか重度加算など本人の障害状況に応じて加算が発生し、月額上限37,000円まで利用料等の1割が利用負担に跳ね返ってくる形となっている。但し、激的緩和策に関しては、利用者負担はない。

そのまま、利用負担をさせてしまうと養育が困難になってしまうため、補足給付といった軽減措置が取られているが、厚生労働省が発表した兄妹利用ケースの利用料は、2人で45,000円程度の利用負担となっている。⁸⁾

上記の事例は、単身世帯で兄妹ともに障害児施設に入所している状況を障害者自立支援法上の利用負担額を算定してみたものである。2006(平成18)年10月からの利用者負担は、厚生労働省の省令によって確定するのであくまで推測の数値を出している。しかしながら、これまで保護者は措置費負担額ですべて国から費用負担していたものが、障害者自立支援法の施行によって施設利用料・食費水光熱費に関して減免措置が取り入れられたが、教育費・日用品費に関しては自己負担となった。つまり、厚生労働省が提示した45,000円+αの金額がかかっていくこととなる。教育費は修学奨励金などを活用することも考えられるが、世帯によっては認められる品目が限られてしまい、日用品費は完全に自己負担となってしまう。つまり、障害者自立支援法では、同じサービスが利用者間で負担金額が異なってしまう状況である。また、これまで医療費は公費で受診できていたが、医療制度も見直しが行なわれ新たに自立支援医療制度が創設された。世帯の所得と障害児(者)の障害状況に応じて月額上限額が設定され、その負担額まで医療費を1割負担しなければならない。また、この医療制度は障害を理由とする医療行為のみを対象としているので、風邪・腹痛

などといった通常の医療行為に関する医療費は通常の健康保険制度を利用しなければならず、3割の負担となってしまう。上記の家庭の場合、妹が持っているてんかんは「重度かつ継続」の疾病に当たるため、月額上限は20,000円となり診察費・薬代を含め20,000円まで負担しなければならない。

もう一つの影響は、その障害児の居住地（住民票上）によって、受けられる金銭的支援が異なっていることにある。例えば、2006（平成18）年9月25日現在、知的障害児施設に入所している障害児は、児童相談所が定める措置費を支払えば、均一のサービスを受けることができた。これからは利用者負担が重くなるのだが、川崎市・横浜市などでは2006（平成18）年度中に限りこれまで支払ってきた措置費相当額で日用品・教育費などを援助するとしている。⁹⁾しかしそのような援助を予定していない地方自治体に住民票がある利用者は、国基準の負担をしなければならない。各地方自治体の福祉に対する取り組みや財政状況によって障害児に対する支援が変わり、同じ施設を利用している利用者たち間で制度が異なる状況が予想される。「措置児」と「契約児」、住民票上の居住地によって、その児童に対する金銭的援助が異なり、保護者の負担・責任等が異なっているという状況が予想されるのである。

4. 障害児を支えている施設・職員のこれから－障害児福祉と児童福祉

これまで、障害児福祉は施設を中心に支援援助を行なわれてきた。しかしながら、近年の「施設」から「地域」へという流れの中で、職員の意識を変えていかなければならない。障害者自立支援法では、地域で暮らす障害児に対して地域生活支援事業のもと、放課後対策として障害児タイムケア事業（中高生の障害児の一時預かり）や個別療育を目的とした児童デイサービス事業の創設など、地域生活をしている障害児に対する支援制度の確立が行なわれようとしている。

障害児施設のほとんどが、障害者自立支援法の指定を受けるのではなく、移行期間における旧法施設として認可を受ける。しかし、障害者自立支援法のシステムに移行し「契約制度」が導入されようとしている。これまで、障害者施設は支援費制度を経て障害者自立支援法に移行してきている。支援費制度は前述のように応能負担ではあったが、本人ニーズとケアマネジメントの導入がなさ

れ、そして契約制度であった。利用者の権利擁護は契約事項に入れられ、苦情解決制度が確立しつつある中、利用者権利の強い障害者自立支援法の導入がなされた〔障害者は、2006（平成18）年4月1日暫定施行〕。しかしながら、障害児施設は「措置制度」から「契約制度」へと劇的に変化していくなかで、援助職員が変化に対応できるのか不安である。例えば、障害児通園施設に通っている母子に対して、これまで少ない費用負担で給食を活用しながら摂食指導を行ってきたが、食事が選択制で食費が値上がりをしたときに、果たしてこれまで通りの指導ができるのであろうか。また、知的障害児施設の場合、衣服費などは原則自己負担となっていく中で、経済的基盤の弱い家庭が果たしてこれまで通りの生活水準を確保することができるのであろうか。これまで以上の家庭との連絡、関係機関との調整、児童の障害状況とニーズ把握が重要となってくる。

障害児施設は、3年間の移行期間の間にその取り扱いを考えるとしている。2006（平成18）年10月の時点では、それまでの施設体型と変わらずに運営されていくことが想像できる。しかしながら、改正児童福祉施設最低設置基準では、指定障害児施設には障害者施設と類似した運営要綱がたてられ、¹⁰⁾また児童福祉法から障害者自立支援法に条文が移ってきていることから、障害児福祉はこれまでの児童福祉の一部としての位置づけから障害児者福祉の位置づけへと変化していくのであろう。障害者自立支援法の趣旨である、三障害を統合し障害状況を中心にとらえ、適切な援助を行なっていくことを求められると考えられる。しかしながら、これまでの厚生労働省課長主幹会議における障害児福祉関係の制度制定の過程を見ると、障害者福祉制度と比べ大幅に遅れており、そして不確定要素の強い制度となっている。そのような中で、果たして障害児にとってよりよい福祉施策が作られていくかが不明である。

また、これまで障害児における「福祉」と「教育」の問題がいわれている中、障害者自立支援法の中では「教育」についてあまりふれられていない。関係機関との連携は明記されているが、具体的施策はできていない状況である。発達障害者支援法等、教育機関で障害児が問題化している状況の中で、「福祉」と「教育」についてこれまで以上に考えていかなければならない。

5. 終わりに

知的障害児福祉の先駆者である糸賀一雄が「この子らを世の光に」といった障害児福祉は、今大きな転換期にさしかかっている。糸賀は、障害児を光に例え、その光を社会がお互いに認めあうことを主張してきた。マイノリティーとされる障害児は、何らかのサポートがなければ社会において強く光を放つことが難しい。

現在日本における出生率は減少傾向にある。政府は少子化対策に奔走し、認定こども園など保育と教育の統合をはかっている。しかしながら、障害児福祉では「福祉」と「教育」という論議よりも財政的理由に基づく施策作りを行なっている。果たしてそのような状況で、障害児福祉・児童福祉は発展していくのであろうか。障害児(者)にとっての「福祉社会」の実現は未だ道遠しといわざるをえない。

付記

本稿は堀尾との共同研究である。功があればそれは堀尾のものであり、責めは全て本間にあることを記しておく。

(註)

- 1) 本間真宏 「社会福祉論-愛・居場所・コミュニティ」 相川書房 2004
- 2) 本間・堀尾 「障害児(者)への生活支援を考える」 東京家政大学研究紀要第45集(1) 2005

- 3) (イ) 堀尾 「戦後障害児教育の変遷」 子保研年報 No7 2001, (ロ) 堀尾 「障害児を取り巻く社会とその生活について」 東京家政大学生生活科学研究所研究報告 第25集 2002, (ハ) 堀尾 「障害児とともに-障害と地域福祉」 子保研年報 No9 2003, (ニ) 本間・堀尾 「知的障害児(者)の芸術と創作活動とその援助」 東京家政大学研究紀要第44集(1) 2004
(ロ)堀尾 「支援費制度が知的障害児福祉に与えた影響-障害者生活支援センターを中心に」 子保研年報 No11 2005
- 4) 北場勉 「戦後『措置制度』の成立と変容」 法律文化社 2005
- 5) 岩崎晋也 「『障害者』の『自立』を支援することの意義はなにか-社会福祉の存在意義を問う-」 法政大学現代社会福祉学部 現代福祉研究 第6号 2006
- 6) 厚生労働省 「障害者自立支援法について(資料簡略版)」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsushienhou01/index.html>
- 7) 厚生労働省 2006(平成18)年6月26日 障害保健福祉関係主管課長会議資料 「障害児施設の契約等について」
- 8) 厚生労働省 2006(平成18)年8月24日 障害保健福祉関係主管課長会議資料 「障害者自立支援法関係Q&A」
- 9) 朝日新聞 2006(平成18)年9月25日 朝刊
- 10) 官報 2006(平成18)年9月29日 号外 第224号

Abstract

The Japanese handicapped child welfare passed through the long historic change and developed. The handicapped person independence support law is the system of asking a guardian for a burden unlike an old handicapped child welfare system.

A childcare person must think what kind of support is necessary for a family bringing up a handicapped child.